

まちなか交流センターくるる 使用料改定のお知らせ

那須塩原市では、持続可能な行政サービスを提供するために、全庁的に使用料・手数料の見直しを行いました。

まちなか交流センターくるるについては、**令和7年4月1日**
利用分から次のとおり取り扱います。

【貸館に係る使用料の変更】

施設	利用単位	改正前		改正後 (R7.4.1以降の使用)	
		非営利目的	営利目的	非営利目的	営利目的
多目的室1	2時間以内	無 料	1,000円	300円	1,200円
	2時間を超えるときは、 1時間につき		500円	200円	700円
多目的室2	2時間以内		1,000円	300円	1,200円
	2時間を超えるときは、 1時間につき		500円	200円	700円
展示壁	幅1m当たり1日につき		100円	20円	100円
キッチン スタジオ	2時間以内		1,000円	300円	1,200円
	2時間を超えるときは、 1時間につき		500円	200円	700円
音楽室	2時間以内		1,000円	300円	1,200円
	2時間を超えるときは、 1時間につき		500円	200円	700円
ステージ	2時間以内		1,000円	300円	1,200円
	2時間を超えるときは、 1時間につき		500円	200円	700円
キッズ エリア	2時間以内		1,000円	300円	1,200円
	2時間を超えるときは、 1時間につき		500円	200円	700円
屋内広場	10㎡当たり4時間につき		500円	200円	800円
	全区画4時間につき	4,000円	1,800円	7,200円	
屋外広場	10㎡当たり4時間につき	500円	200円	800円	
	全区画4時間につき	56,000円	14,200円	57,000円	
駐車場	10㎡当たり4時間につき	500円	200円	800円	
	全区画4時間につき	19,000円	11,100円	44,400円	



裏面に続く

【減免基準】

次の基準のうち、(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、使用料の免除、(4)に該当する場合は、使用料の減額又は免除の適用を受けることができます。

- (1) 市又は教育委員会が主催する事業に使用する場合
- (2) 市以外が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校※又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園が使用する場合
- (3) 国又は他の地方公共団体その他公共団体がその目的のために使用する場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき

※学校教育法第1条に規定する学校...幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

！注意！

上記に該当する方が減免を受けようとする場合は、施設の利用許可申請の他に、減免申請を行う必要があります。

【問い合わせ先】

＜＜施設予約、利用許可申請について＞＞

まちなか交流センターくるる

（指定管理者：（一社）黒磯駅前活性化委員会）

TEL：0287-73-5597

メールアドレス：ekikatsu5@gmail.com

＜＜使用料の改定、減免について＞＞

那須塩原市産業観光部商工振興課商業係

TEL：0287-62-7154 FAX：0287-62-7223

何卒御理解いただきますようお願いいたします。

